

鳥取県告示第12号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成25年1月11日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所 の名称	指定に係る事業所の 所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
小林薬局有限 会社	小林薬局	倉吉市明治町1032 - 2	平成24年12月 27日	平成24年11月 30日	居宅療養管理指導